議案第123号

令和3年度宝塚市一般会計補正予算(第9号)

資料 1(113)

学校における医療的ケア実施体制充実事業について

1 目的

児童生徒への安心、安全な医療的ケアの実施に向けて、医療的ケア実施体制の構築と充実を図る。

2 現状

特別支援学校以外の小学校 2 校、中学校 1 校、合計 3 校に 3 人の医療的ケアの必要な児童生徒が在籍している。小学校の児童は、一人が酸素ボンベの交換、一人が導尿の補助のために看護師が限定して支援が必要な状況である。中学校の生徒は、肢体不自由、人工呼吸器を使用し、授業中も全介助が必要な生徒で、看護師が常時必要である。各学校へ 3 人の看護師を巡回により配置し、主治医からの指示書をもとに医療的ケアを実施しているのが現状である。

3 課題

医療的ケアを行なう場合は、医師の指示が必要であるが、基本的に医師が学校に存在しないので、 主治医からの指示書の内容に従って、看護師が医療的ケアを実施しているが、学校における医療的 ケアの助言や指導を受けるための体制が必要である。また、これまでは、新規の医療的ケア児の受 け入れを含め、必要に応じて個別に対応してきたが、組織的な取り組みができていない状況である。 今後、安全・安心な医療的ケアが実施できるような体制整備をする必要がある。

4 学校における医療的ケア実施体制充実事業の公募

学校における医療的ケア実施体制充実事業

(小中学校等における医療的ケア児の受け入れ・支援体制の在り方に関する調査研究)

• 事業内容

市区町村教育委員会による支援体制在り方や小中学校等における実施体制の在り方を医療、保健及び福祉などの関係部局や関係機関、保護者の代表者などで構成する合議体を立ち上げ、検討し、市区町村で設置する小中学校等において実証を行うなどして、その結果を報告する。

令和3~5年度(3年間)、各年度毎に国と市で委託契約を締結する。

令和3年度計画の標準額は、2,500千円、100%国負担である。

今後のスケジュール

令和3年度 12月補正で予算要求をする。

予算確定後、1月に委託契約をする。

1~3月(3カ月間)に事業実施する。

令和4~5年度 各年度毎に委託契約を締結し、事業を実施する。

5 12月補正要求する理由

令和3年3月に「兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン」が策定される。

県のガイドラインにおいて、市教育委員会の役割として、学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を整備するために、医療的ケア運営協議会を設置すること。さらに、県のガイドラインを参考にしながら、市ガイドラインを策定すること。また、学校医、医療的ケア指導医を委嘱し、安全に医療的ケアを実施する支援体制を整えることとなっている。

また、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立した。国 及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図ることが求められている。 このような状況を受けて、令和4年度予算要求する予定にしていたところ、7月、学校における 医療的ケア実施体制充実事業の公募があり、8月に採択されたため、12月補正で予算要求する。

6 今後の取組

- ・学校及び看護師等への学校での助言・指導をする医療的ケア指導医を委嘱する。
- ・教育、福祉、医療等の関係者から構成する医療的ケア運営会議(仮称)を設置する。
- ・看護師や教職員に対して研修を実施する。
- ・学校における体制の整備をする。

7 効果

学校と看護師だけで主治医の指示書のもと行っていた医療的ケアが、巡回による指導医が学校現場に入ることで、学校における医療的ケアに対する不安が大きく解消されるとともに、医療、福祉教育の関係者で構成する医療的ケア運営会議(仮称)を開催し、情報共有を図りながら、医療的ケアの実施体制の充実を図ることにより保護者からの理解も深まる。

学校における医療的ケアの実施体制



※医療機関に医療的 ケアの実施を委託す 的ケア指導医 した学校医・ ることも可能 ・医療的ケアの指示の内容 数商委 参画・指導・助言 医語 参画・指導・助言 ガイドリイン 長渡救調 の策定 海田 秘毯 酮酸酸 茶買金 学校 愐 校 ガイドラインに 基づく実施要領 校長の服務監督 医部の指 示に基づき医療 域内に共通する 重要事項の検討 の策定等 の下、 【学校における組織的な実施体制】

他の

・体調不良時の登校は控える、 ハて双方で共通理解。協議に を踏まえ、<u>学校での対応に</u>つ は必要に応じて医師等の第三

想定される緊急時の対応など

・医療的ケアの内容や頻度、

響和

流風

健康状態や学校の状況等を踏まえて指示書を作成。

こ責任を負う。

緊急連絡体制を構築する等の 保護<u>者の役割も共有</u>。

的ケアを実施

保護者の付添いは真に必要と考えられる場合に限るよう努める。